

山地災害危険地区調査業務 積算基準

埼玉県農林部森づくり課

1 適用範囲

この積算基準は、山地災害危険地区調査要領（令和6年3月林野庁）に基づき、埼玉県内の山地災害危険地区調査に必要な積算基準を定めるものである。

業務内容は、山地災害危険地区調査要領、同解説書によるものとする。

2 山地災害危険地区調査業務費の構成

業務委託料の積算構成は、森林整備保全事業の調査、測量、設計及び計画業務積算要領における地質調査積算基準に準じるものとする。

3 山地災害危険地区調査標準歩掛

(1) 計画準備

(1業務当たり)

種別	直接人件費		
区分	主任技師	技師A	技師B
計画準備	1.50	2.00	2.00

(2) 保全対象調査

(10地区当たり)

種別	直接人件費	
区分	主任技師	技師C
保全対象調査	0.30	0.70

(3) 報告書作成

(1業務当たり)

種別	直接人件費			
区分	主任技師	技師A	技師C	技術員
報告書作成	1.00	1.00	3.00	3.00

(4) 打合せ協議

(1業務当たり)

種別	直接人件費		
区分	主任技師	技師A	技師B
打合せ協議	1.50	1.50	1.50

- (注) 1 打合せには、打合せ議事録の作成時間及び移動時間を含むものとする。
2 業務着手時、中間時、完了時の3回を標準とする。